

目的

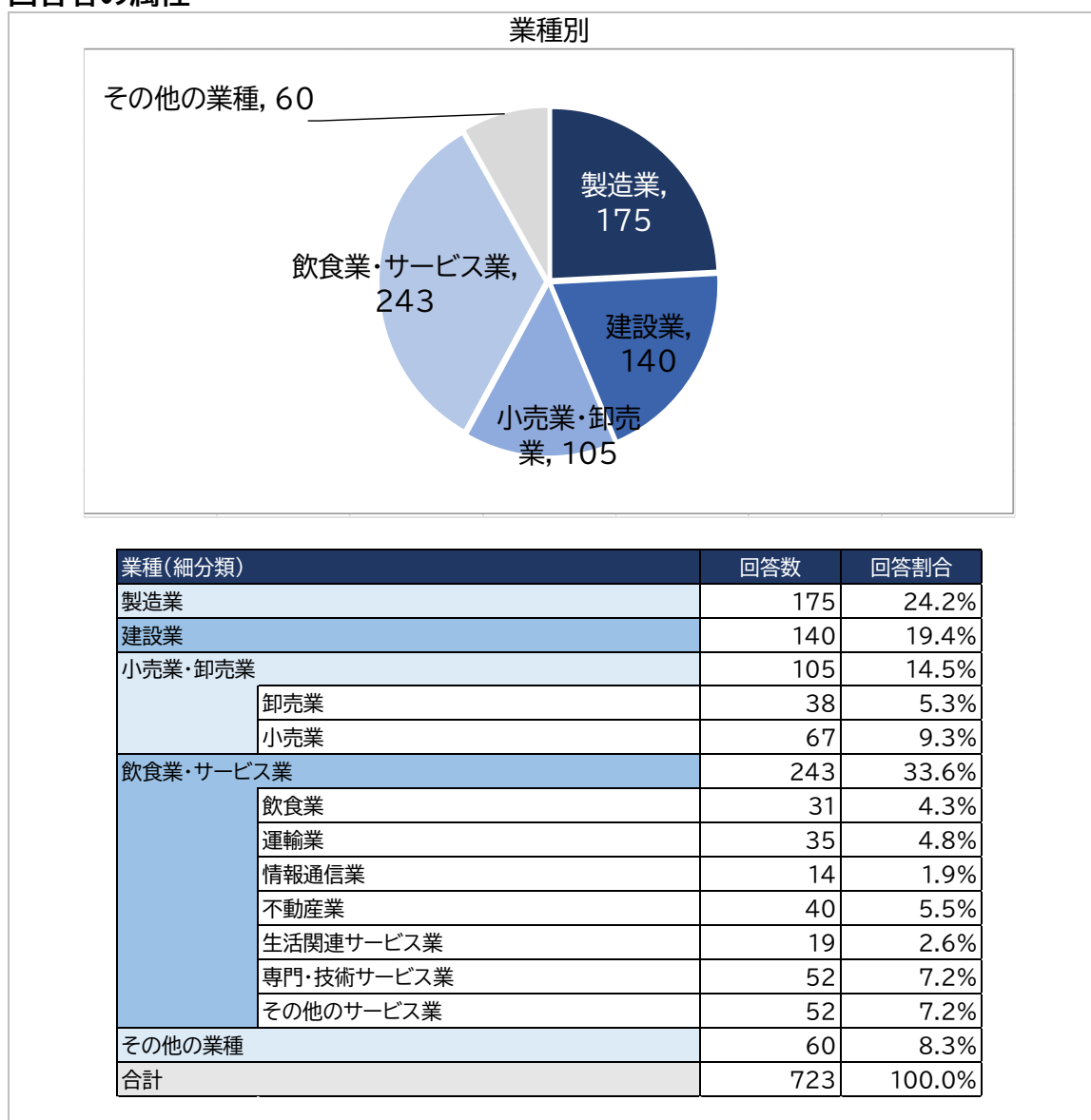
相模原市の地域経済を支える事業者は様々な経営上の問題点を抱えている。事業の継続的な発展のためには、これらの問題点を解決していく必要がある。

本景気観測調査では、特別調査として、「政策金利の引上げについて」、「令和6年度の採用状況について」のアンケート調査を実施する。収集した情報は、事業者を提供するだけでなく、当所としても事業者に対する効果的な支援策の立案に役立てるものである。

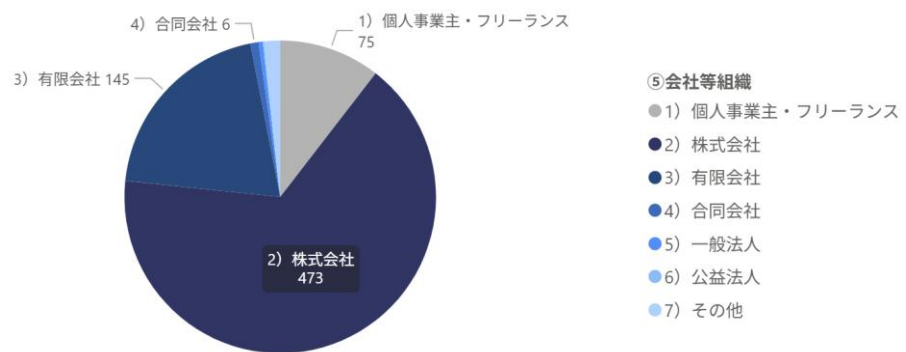
アンケート調査概要

調査期間	令和7年7月～令和7年9月		
調査対象	当所会員中小企業3,686事業所		
回答者数	723件	回答率	19.6%

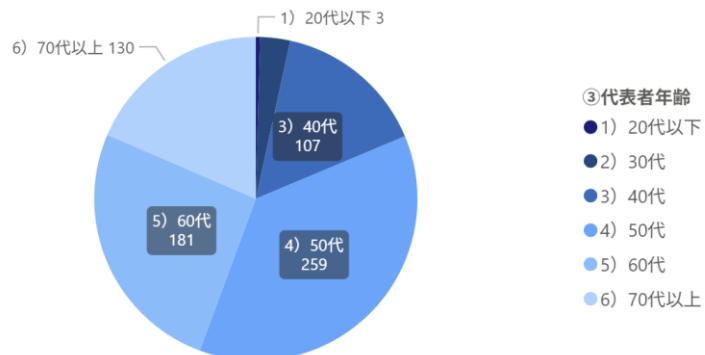
回答者の属性



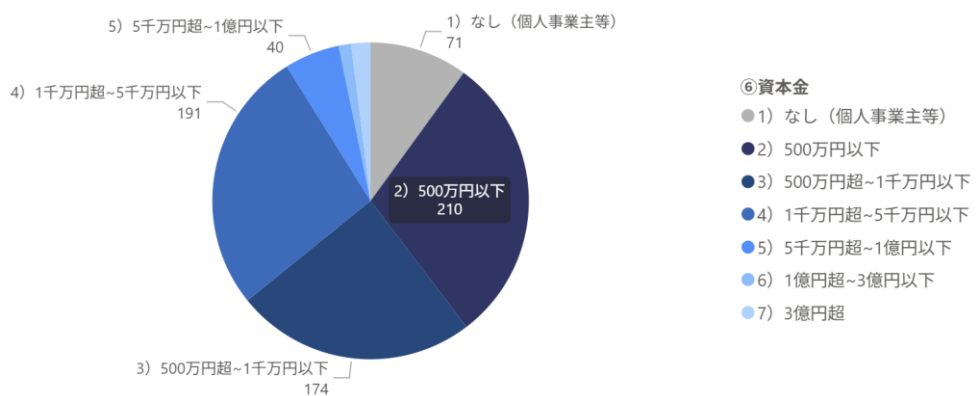
会社組織



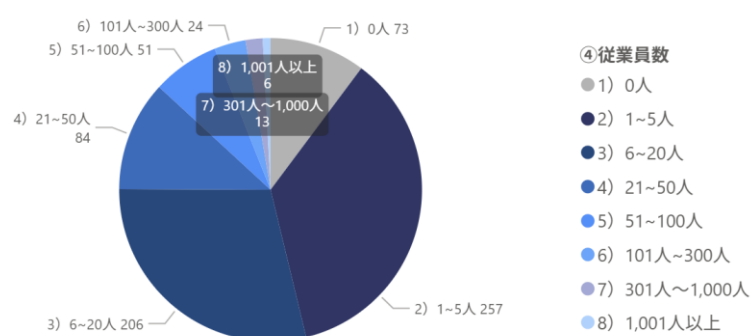
代表者の年齢



資本金額



従業員数

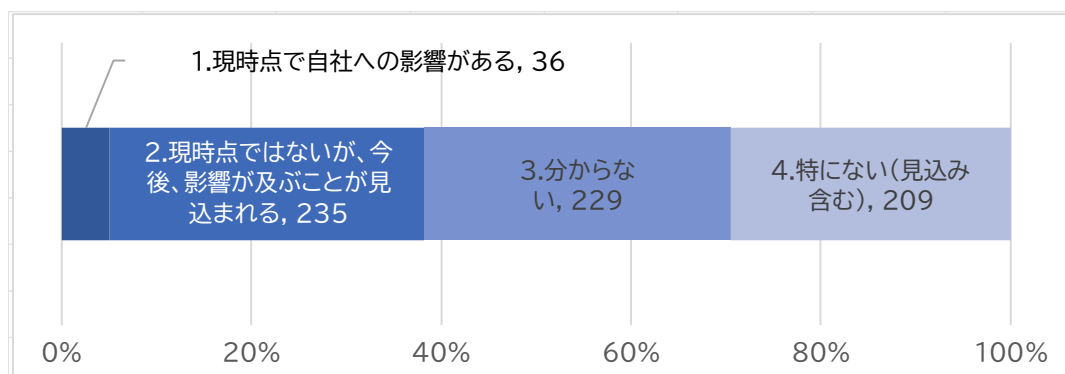


米国の関税引き上げの影響について

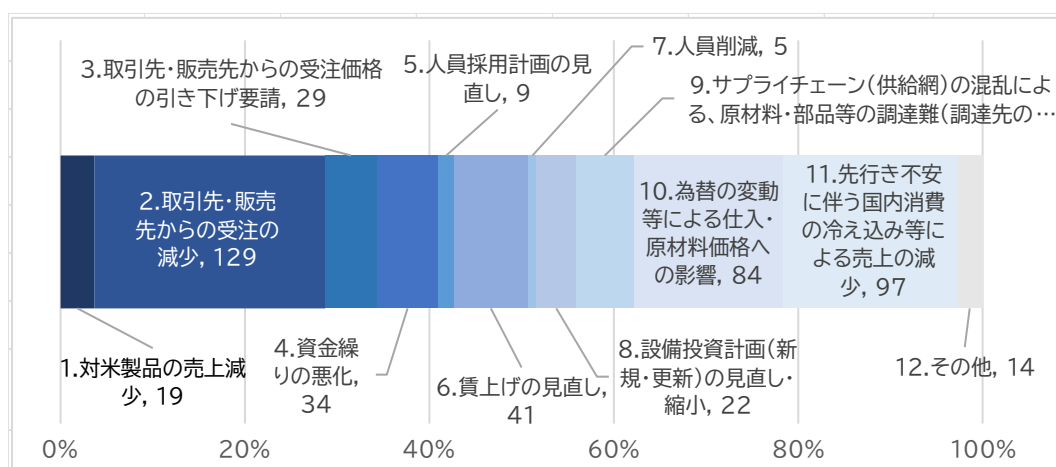
7月8日、米国が日本への輸入品に対して、25%の関税を8月1日から課すとしたことに関連して、会員事業所の皆様の対応状況を調査しました。

I. 単純集計

① 【質問D】今般の関税引き上げの影響について(n=723)



② 【質問E】質問Dで「影響がある」と回答した場合、米国関税措置に伴い、貴社において既に生じている具体的な影響について(n=271、複数回答可)



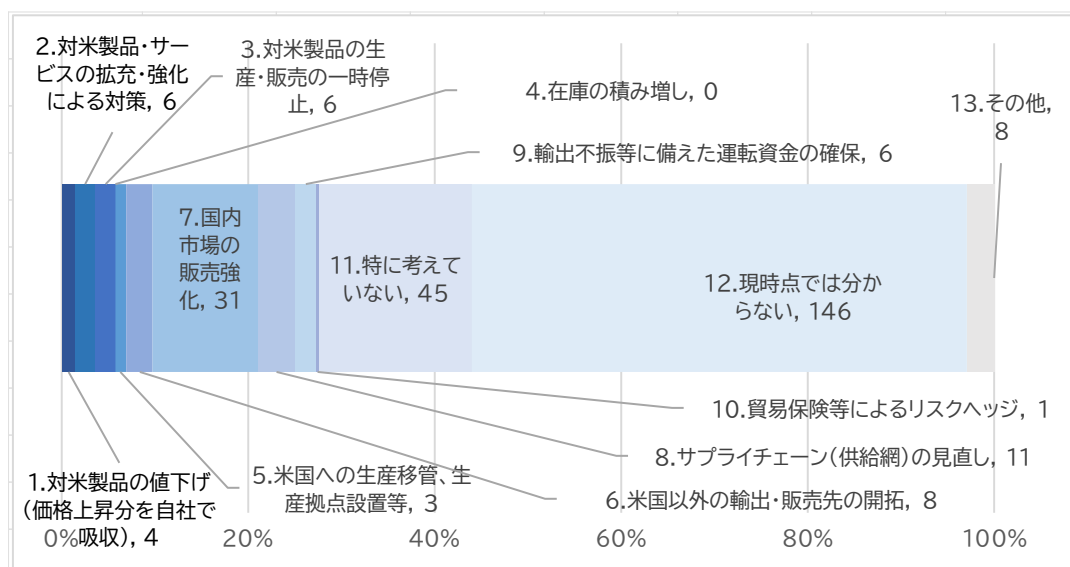
「その他」の回答の内容

建設業	多岐にわたる会社を持っていることで、マイナスになる傾向が高まる。全体のバランスを考慮して先に策を講じなければどこかで歪みがでます。
建設業	鉄鋼、アルミの建材(LGS、ファン、ダクト類)の原価上昇による利益ダウン、販売価格への転嫁は限定的で収益悪化。今後半導体対象の場合、一部半導体クリーンルームからの工事自体がなくなる可能性。
建設業	取引先相手が米国なので、あまり気にしていない。
小売業・卸売業	今後の景況不安による、消費マインドの冷え込み。
飲食業・サービス業	人が集まらない、ガソリン代が高い、車両の値段が高い。
飲食業・サービス業	荷主の販売不振の影響が出てくると、荷量が減り減収につながる。
飲食業・サービス業	現時点では、具体的な影響はない。(今後3か月程度で、影響が現れると考えられる)
飲食業・サービス業	事業の縮小を検討してます。
飲食業・サービス業	テナントの各業界への間接的影響。
飲食業・サービス業	将来的には影響があるかもしれないが、解らない。

米国の関税引上げの影響について

飲食業・サービス業	今は具体的な影響は無し。
飲食業・サービス業	製造業向け人材派遣事業を主軸としており、直接的な輸出入は行っていません。しかし、派遣先企業の受発注状況や生産調整に影響が及ぶ可能性があるため、間接的な影響はあると考えています。特に、米国関税の15%引き上げにより、部品製造コスト増加・受注減少が派遣需要に波及することが想定されます。
飲食業・サービス業	主要取引先メーカーは輸出が伸びている印象。当社としては国内市場をメインに行っているため競合他社の高齢化などで比較的うまくやっている。関税措置で何らかの影響を受けると国内市場に人が溢れ当社にも波及する恐れがあります。

③ 【質問F】質問Dで「影響がある」と回答した場合、米国関税措置の影響に伴う、貴社における対応について (n=271、複数回答可)

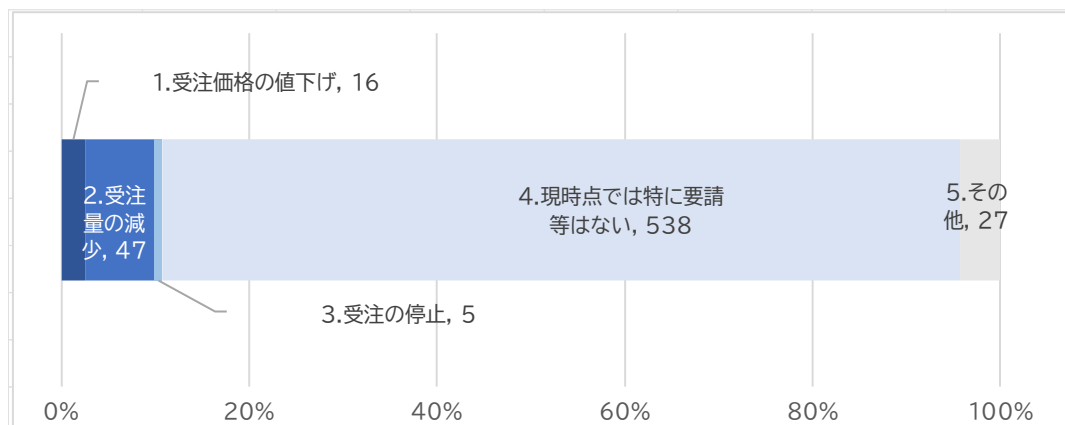


「その他」の回答の内容

製造業	客先への価格転嫁。
建設業	限定的な販売価格転嫁。
小売業・卸売業	仕入価格が高騰した場合は、販売価格も値上げする予定。自社で吸収できるほど売り上げ利益はないので、会社を存続させていくには仕入価格に連動して、販売価格も変えるしかない。仕入れたものに対してはそのような対応するが、ガスに関する問い合わせで、部品の交換等がないような場合で無償で対応できる場所は、無償で対応し、小さな修理等は、利益をのせずにお客様の負担にならない程度の金額で対応していく。
飲食業・サービス業	販路の見直し(取引先の拡大)。
飲食業・サービス業	長期的には、影響が少ないと考え、積極的な雇用を進めていく。
飲食業・サービス業	他業種への転換。
飲食業・サービス業	ITの駆使、DX化の推進。
飲食業・サービス業	売上のリスク分散のために、ロイヤルカスタマー戦略から、低価格?企業数増に方向転換をすることを検討している。

米国の関税引き上げの影響について

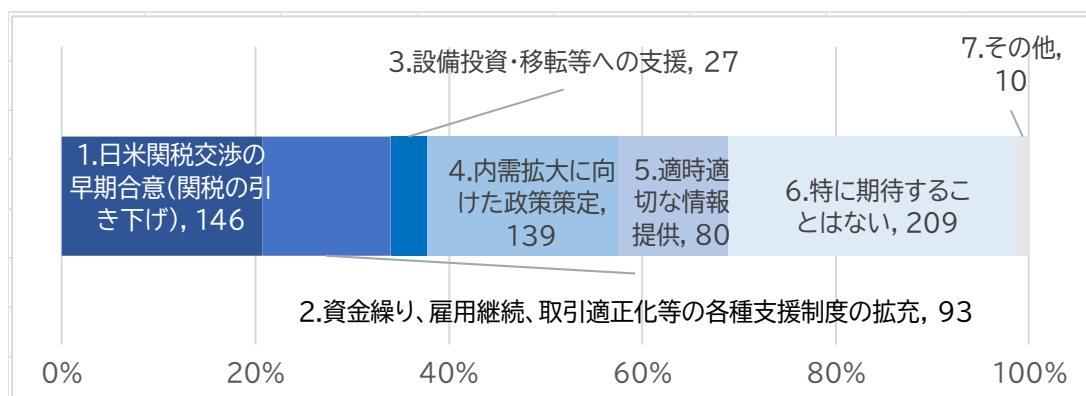
- ④ 【質問G】米国関税措置に関連し、米国へ輸出・販売している取引先から、貴社に寄せられている要請等について(n=723、複数回答可)



「その他」の回答の内容

製造業	日産だからそもそも工場の廃止。
製造業	猛暑による売上の減少。
製造業	米国の動向。
建設業	取引なし。
建設業	受注減少の減少。
建設業	輸出入販売している取引先がない。
小売業・卸売業	顧客からメキシコ、カナダ向け製品の納期後倒し要請有。
小売業・卸売業	特にアメリカへ輸出、販売にかかわる仕事ではないので、そのような要望はいまのところない。
飲食業・サービス業	実際に要請されることなく受注量が減少したり、価格が、据え置きになったりする。
飲食業・サービス業	物価高。
飲食業・サービス業	米国関税措置は我々の職業には直接の影響は無いと思う。
飲食業・サービス業	サービス業なのでそれらの影響は、時間をおいて出るかもしれません。

- ⑤ 【質問H】米国関税措置に関連し政府に期待する対応について(n=273)



「その他」の回答の内容

製造業	材料単価の上昇。
建設業	大幅な減税が必要。
小売業・卸売業	関税に対して、政府からの詳しい内容を聞ける機会がないので、現時点では、今後どのような影響が出てくるのか、想像でしかないので、適時適切な情報を政府から提供していただきたい。

米国の関税引上げの影響について

小売業・卸売業	現政権では日々悪くなる一方です。1日も早く保守新政権の誕生を期待します。
飲食業・サービス業	構想できる大臣や官僚の起用を求める。政権内閣が世界で通用する人材の起用を求める。
飲食業・サービス業	スタグフレーション。
飲食業・サービス業	日本の未来をワクワクさせてください。
飲食業・サービス業	アメリカとの貿易に依存し過ぎている現状を変え、世界各国との貿易を増やす努力を継続していただきたいと思います。
飲食業・サービス業	法人にかかる税率緩和、消費税の2割特例の期限撤廃。

米国の関税引き上げの影響について

II. 経営力向上に向けたアドバイス

(1) 米国の関税引き上げの影響についての分析

① 【質問D】今般の関税引き上げの影響について

もっとも多かったのが「2. 現時点ではないが、今後、影響が及ぶことが見込まれる」で35%程度であった。次に多かったのが「3. 分からない」という回答で、1/3を占めた。その次は「4. 特にない(見込み含む)」で30%程度であった。

業種別にみると、製造業では「2. 現時点ではないが、今後、影響が及ぶことが見込まれる」の割合が最も多かった。建設業では、「分からない」がもっとも多く、その他の業種では「特にない」が最も多かった。輸出は製造業が多いと思われるため、製造業で影響を懸念する声が大きくなっている。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1. 現時点で自社への影響がある	15	5	4	12
2. 現時点ではないが、今後、影響が及ぶことが見込まれる	74	42	32	87
3. 分からない	56	51	31	91
4. 特にない(見込み含む)	26	41	34	108

② 【質問E】質問Dで「影響がある」と回答した場合、米国関税措置に伴い、貴社において既に生じている具体的な影響について(複数回答可)

もっとも多かった回答が「2. 取引先・販売先からの受注の減少」で1/4強に達し、次に挙がったのが「11. 先行き不安に伴う国内消費の冷え込み等による売上の減少」で2割程度であった。その次が「10. 為替の変動等による仕入・原材料価格への影響」で16%であった。

業種別にみると、製造業では「2. 取引先・販売先からの受注の減少」が最も多く、建設業は「10. 為替の変動等による仕入・原材料価格への影響」、その他の業種では「11. 先行き不安に伴う国内消費の冷え込み等による売上の減少」が多かった。

製造業では、輸出減少などの直接的な影響が懸念され、建設業は逆に輸入への影響を不安視している。その他の業種では間接的な景気へのマイナスを心配する声が多い。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1. 対米製品の売上減少	14	0	1	4
2. 取引先・販売先からの受注の減少	68	9	13	39
3. 取引先・販売先からの受注価格の引き下げ要請	12	3	5	9
4. 資金繰りの悪化	11	6	3	14
5. 人員採用計画の見直し	1	2	0	6
6. 賃上げの見直し	14	9	3	15
7. 人員削減	0	0	1	4
8. 設備投資計画(新規・更新)の見直し・縮小	5	7	4	6
9. サプライチェーン(供給網)の混乱による、原材料・部品等の調達難(調達先の変更)	8	6	4	14
10. 為替の変動等による仕入・原材料価格への影響	16	23	16	29
11. 先行き不安に伴う国内消費の冷え込み等による売上の減少	24	14	16	43
12. その他	1	2	1	10

米国の関税引上げの影響について

- ③ 【質問F】質問Dで「影響がある」と回答した場合、米国関税措置の影響に伴う、貴社における対応について(複数回答可)

最も多かったのが「12. 現時点では分からない」が半数強を占めた。次に多かったのが「11. 特に考えていない」で18%、その次が「7. 国内市場の販売強化」で12%、「8. サプライチェーン(供給網)の見直し」で4%であった。

業種別では、製造業では、「7. 国内市場の販売強化」に取り組もうとする事業者が多く見られるようである。それ以外の業種では、様子見の事業者が多い。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1. 対米製品の値下げ(価格上昇分を自社で吸収)	3	1	0	0
2. 対米製品・サービスの拡充・強化による対策	5	1	0	0
3. 対米製品の生産・販売の一時停止	4	0	0	2
4. 在庫の積み増し	0	0	0	0
5. 米国への生産移管、生産拠点設置等	2	1	0	0
6. 米国以外の輸出・販売先の開拓	6	1	1	0
7. 国内市場の販売強化	24	0	3	4
8. サプライチェーン(供給網)の見直し	5	2	0	4
9. 輸出不振等に備えた運転資金の確保	3	1	2	0
10. 貿易保険等によるリスクヘッジ	1	0	0	0
11. 特に考えていない	11	11	6	17
12. 現時点では分からない	40	29	17	60
13. その他	2	1	0	5

- ④ 【質問G】米国関税措置に関連し、米国へ輸出・販売している取引先から、貴社に寄せられている要請等について(n=723、複数回答可)

「4. 現時点では特に要請等はない」と回答した事業者が最も多く9割弱を占めた。2番目は「2. 受注量の減少」の7%程度で、それ以外の回答はほとんど無かった。取引先も様子見の企業が大半のようである。

業種別にみると、製造業では、取引先からの「2. 受注量の減少」が1割以上の事業者で見られている。それ以外の業種では特に現状では何も動きはないようである。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1. 受注価格の値下げ	7	1	2	6
2. 受注量の減少	25	3	5	14
3. 受注の停止	3	1	0	1
4. 現時点では特に要請等はない	129	105	71	233
5. その他	2	7	4	14

米国の関税引き上げの影響について

⑤ 【質問H】米国関税措置に関連し政府に期待する対応について (n=273)

「6. 特に期待することはない」という回答が最も多く3割を占めた。2番目に多かったのが「1. 日米関税交渉の早期合意(関税の引き下げ)」で2割強、その次が「4. 内需拡大に向けた政策策定」で2割、「2. 資金繰り、雇用継続、取引適正化等の各種支援制度の拡充」で12%程度であった。やはり、直接的に交渉で状況を打開してほしいという期待が大きい。

業種別にみると、製造業では「1. 日米関税交渉の早期合意(関税の引き下げ)」が多いが、その他の業種では「4. 内需拡大に向けた政策策定」も多い。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1.日米関税交渉の早期合意(関税の引き下げ)	43	26	20	57
2.資金繰り、雇用継続、取引適正化等の各種支援制度の拡充	30	18	8	37
3.設備投資・移転等への支援	14	2	1	10
4.内需拡大に向けた政策策定	30	31	19	59
5.適時適切な情報提供	20	13	6	41
6.特に期待することはない	36	43	43	87
7.その他	1	1	1	7

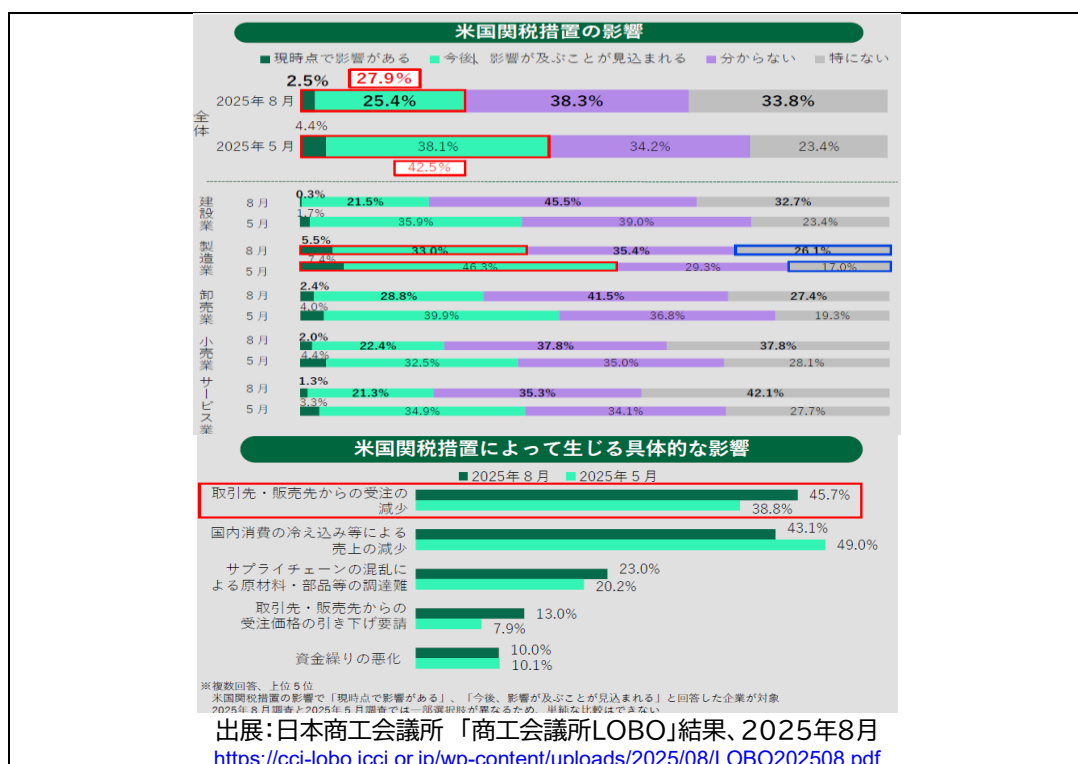
米国の関税引き上げの影響について

(2) 全国の状況との比較

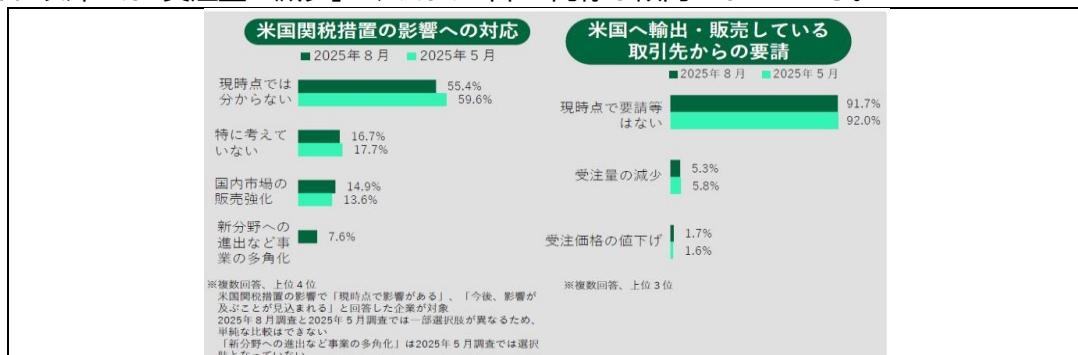
① 日本商工会議所による調査

日本商工会議所が2025年8月に行った「米国関税措置の影響」によると、「現時点で影響がある」および「今後影響が及ぶことが見込まれる」という回答が合わせて25%を占めたが、2025年5月の同様な調査の結果(38%)よりは減少している。具体的な影響としては、「取引先・販売先からの受注の減少」を上げる事業者が45%に上った。

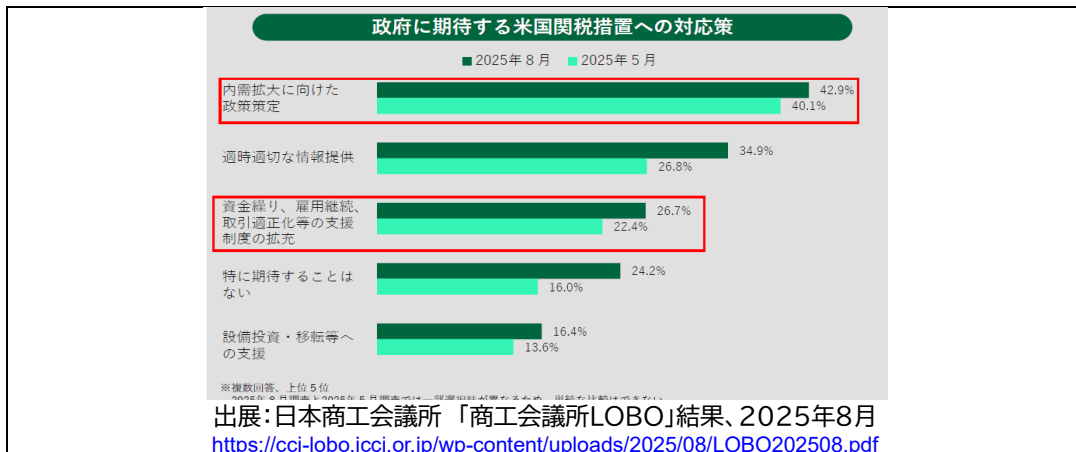
当市と比較すると、当市では「現時点で自社への影響がある」という回答は38%程度になり、全国に比べると影響が大きい。自動車や輸送機器の企業と取引先をしている企業が多く立地しているためと思われる。具体的な影響の内容は当市でも「取引先・販売先からの受注の減少」が最も大きく全国と同様であった。



対応策としては、全国では「分からない」「考えていない」を除くと「国内市場の販売強化」が多く、当市と同様な傾向である。取引先からの要請も「現時点では特になし」が大半であるがそれ以外では「受注量の減少」で、やはり当市と同様な傾向となっている。



米国の関税引き上げの影響について



②日本貿易振興機構(ジェトロ)による調査

ジェトロが2025年9月に実施したアンケートによると、以下の様な結果が得られている。

- 関税コストへの懸念は続く(P3) ◆ 米国の関税措置が米国市場での競争力に与える影響は「関税に関わるコストにより、競争力が低下する」が49.6%と最多で、トランプ政権発足前より高い関税水準が続くことを懸念。「影響不明・判断できない」も47.0%に達し、まだ影響を見極められない企業も多い。「他国製品よりも相対的な関税負担が軽くなり競争力上昇」は4.7%にとどまった。
- 対応策は「現状維持」が最多(P4) ◆ 関税措置への対応は、価格を含む取引条件などの「現状維持」が48.0%と最も多かった。「価格転嫁」は37.7%で、4月調査時とほぼ同水準だった。「関税上昇分のコスト吸収・削減」は14.8%と4月調査時から半減。
- 価格転嫁の先行きは不透明(P5) ◆ 回答者のうち、実際に「価格転嫁した／できる見込み」と答えたのは9.6%にとどまった。48.5%は実際に「価格転嫁できるか不明」と答え、価格交渉の見通しは不透明な状況。「価格転嫁できなかった／できる見込みは低い」との回答も2.9%あった。
- 調達先・生産地、販売先の新規開拓候補はASEAN・インドが筆頭に(P6-7) ◆ 新たな調達先・生産地、ならびに販売先の具体的候補としては、ASEAN諸国やインド、EUが多く挙がる。
- 複雑化する関税措置への対応が依然として課題に(P8-9) ◆ 多様化・複雑化する関税措置の仕組みや関税率の正確な把握が依然として大きな課題に。特に多国間にまたがるサプライチェーンを持つ企業にとって関税影響の把握が困難に。こうした状況の中、企業は日本政府・ジェトロに求める支援として「関税措置等の最新情報に関するアップデート」を引き続き重視。

出所：「米国トランプ政権の追加関税に関するクイック・アンケート調査結果第2弾」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/trump2_administration/survey20250904_v2.pdf

米国の関税引き上げの影響について

(3) 米国の関税引き上げの概要

① 第2次トランプ政権発足以降の米国の輸出管理の動き

米国が設定した相互関税の概要は以下の通りである。

- 1) 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用(既存(4/5より前)の関税率+10%)。
- 2) 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。
- 3) 米東部時間8月7日午前0時1分から大統領令(7月31日)附属書1(Annex I)に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。
- 4) 日本に対する相互関税率は、7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。
- 5) 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は11月10日まで適用停止(大統領令(5月12日)、大統領令(8月11日))

② 相互関税の対象外品目

■カナダまたはメキシコ産品：両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた(エネルギー製品など一部対象外品目を除く)。

■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品

■将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目

■大統領令(4月2日)の附属書2に列挙されている医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品など※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加

■寄付品など、出版物などの情報資料

■ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品

■(製品の米国産部分のみは適用対象外に)製品の価値の20%以上が米国原産の品目

■(10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に)8月7日より前に船積みされ、10月5日より前に米国で通関または消費のため倉庫から引き出された品目

③ 相互関税の対象(約70ヶ国)

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率					
国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%
ボリビア	15%	日本(注)	15%	フィリピン	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス	39%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	20%
コスタリカ	15%	マラウイ	15%	タイ	19%
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%
欧州連合(EU、注)	15%	ミャンマー	40%	英国	10%
フオーランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%

(注) EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。 Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved. (出所) 米国政府公開資料(大統領令(7月31日) Annex Iなど)、2025年10月3日時点 ジェトロ作成。開示転載・転用を禁ず

※ 日本の相互関税率は25%と設定されていたが、15%に引き下げられた。

米国の関税引き上げの影響について

④ 日米関税合意(7月22日)の概要

トランプ大統領は米国時間7月22日、日本との関税協議で合意に至ったと表明。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ(8月7日～)決定。トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

	合意の内容
米国の関税措置	■ 日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ。 ■ 一般関税率(MFN税率)が15%未満の品目にかかる税率は、MFN税率と相互関税を合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない。 ■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意を上回る部分について、8月7日にさかのぼって払い戻し(遡及効)がされると、米側より説明あり。 ■ 1962年通商拡大法232条に基づく自動車・同部品に対する25%の追加関税を、MFN税率を含めて15%に引き下げる大統領令が、相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出されると、米側より説明あり。 ■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣する扱いとはならない。
日本の対米投資	■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能(AI)・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱(きょうじん)なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。 ■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供することを可能に(出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1:9とする)。
日本の対米輸入	■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。 ■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス(最低輸入量)の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。 ■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。

出所：日本貿易振興機構(ジェトロ) 特集:米国関税措置への対応

https://www.jetro.go.jp/world/us_tariff/

(4) 米国の関税引き上げの影響に対する対策のための支援施策について

① 国が実施する支援策について

国では、米国関税による影響を受ける中小企業のために、以下の様な相談窓口や支援策を用意しています。

日本貿易振興機構(ジェトロ)	米国関税措置に関する最新・詳細な情報(国別、品目別など)をホームページなどで提供し、企業からの相談窓口も設置している。 詳しくは 特集:米国関税措置への対応 https://www.jetro.go.jp/world/us_tariff/
経済産業省	関税措置に対する情報提供と共に、①特別相談窓口の設置、②資金繰り支援、③経営課題への伴走支援、④雇用維持への支援、⑤電気・ガス料金支援、ガソリン等の価格抑制、⑥中小企業向け補助金の優先採択、を行っている。更に、自動車部品サプライヤーの事業転換の支援なども実施。 詳しくは 米国関税対策ワンストップポータル https://www.meti.go.jp/tariff_measures/ 米国関税対策相談窓口一覧 https://www.meti.go.jp/tariff_measures/soudan.html#list02
経済産業省	「ものづくり補助金」「中小企業新事業進出補助金」の審査時において、米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者様については審査時に考慮されます。

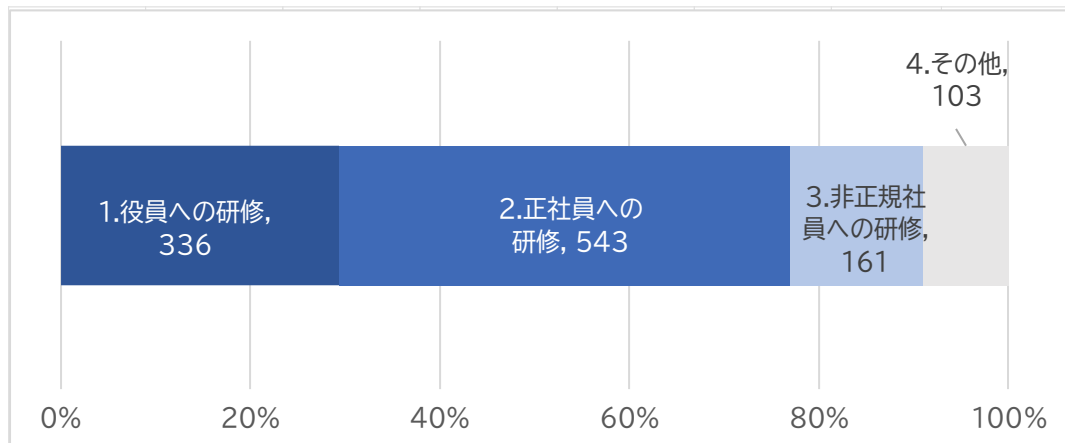
神奈川県でも、米国関税による影響を受ける中小企業のために、以下の様な相談窓口や支援策を用意しています。

コンプライアンス教育の状況について

コンプライアンスは、企業活動を行う上で経営者、従業員ともに知っておくべき内容の一つです。重大な違反が発生してしまうと企業は法的な制裁や経済的な損失、信頼の失墜といった深刻な影響を受ける恐れがあります。そこで、会員事業所の皆様の対応状況を調査しました。

I. 単純集計

① 【質問I】貴社のコンプライアンス教育の対象について(n=732、複数回答可)



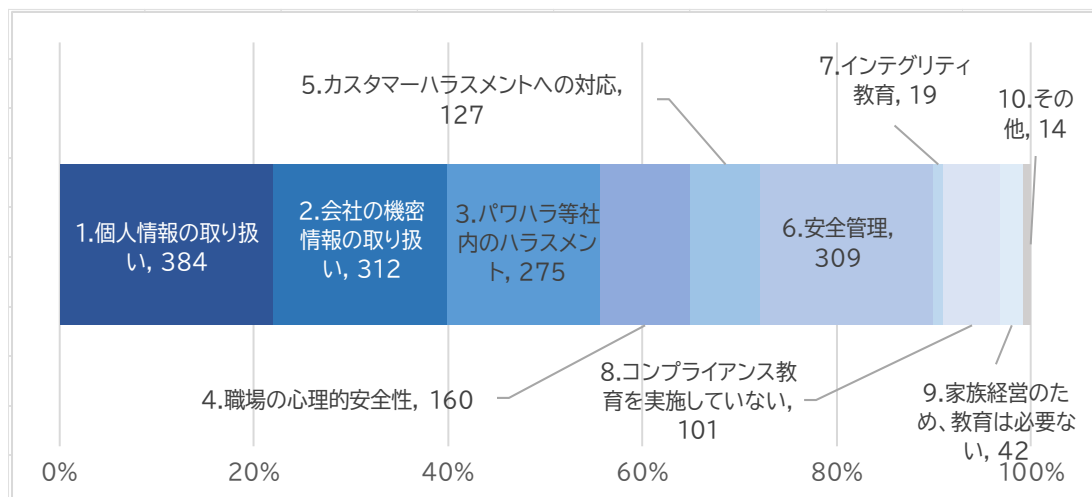
「その他」の回答の内容

製造業	従業員全員との機密保持契約書締結。
製造業	全体の2/3を占める建築材料、車両部分が悪く、この先不明。
製造業	特に行っていません。
製造業	役員含む全社員。
製造業	派遣社員も含めて全社員を対象としてコンプライアンス教育を実施している。
製造業	役員、正社員、非正社員の全員に教育している。
製造業	コンプライアンスの研修は一部役職者に行ったものの、全職員には行っていない。
製造業	各課でコンプライアンスについて教育を行っている。
製造業	コンプライアンス対象者は、1. 2. 3. 全ての社員を対象としています。
建設業	教育はなし。
建設業	現時点では、代表のみ教育対象です。建設現場では、コンプライアンスはほぼ分かっておりません。現場作業員のことです。
建設業	役員・従業員・非正規社員すべての従業員への教育を実施。
小売業・卸売業	人数が少なく、風通しが良いと思っています。特に必要性を感じておりません。
小売業・卸売業	研修そのものは行わず全役職員OJTによる教育実施。
小売業・卸売業	社員がいないため、社員研修等は行っていないが、パートさんへは、その都度気がついたことがあれば伝えている。
小売業・卸売業	全社員への研修
飲食業・サービス業	個人経営であり、アルバイト含めた従業員も居ないので、教育対象者は居ない。
飲食業・サービス業	考えていない。
飲食業・サービス業	すべての社員及び外注先。
飲食業・サービス業	役員、従業員など全社員。
飲食業・サービス業	特別にはしてない。個人の常識範囲。

コンプライアンス教育の状況について

飲食業・サービス業	特別な教育は実施していません。
飲食業・サービス業	全員への研修。
飲食業・サービス業	自己規律の維持。
飲食業・サービス業	役員や従業員の日々のコミュニケーション
飲食業・サービス業	役員、正社員、非正規社員への資料配布。
飲食業・サービス業	役員、従業員、パート、アルバイト関わらず研修の履行。さがみはら SDGs パートナーの為。
飲食業・サービス業	役員、従業員、委託者など関係するもの全員へ教育。
飲食業・サービス業	全員。
飲食業・サービス業	全員が対象。
飲食業・サービス業	経営層、管理職、派遣スタッフ全員を教育対象としています。特に、派遣契約や労働法規に関するコンプライアンス事項を全員が理解していることを重視しています。

② 【質問J】貴社のコンプライアンス教育の内容について(n=732、複数回答可)

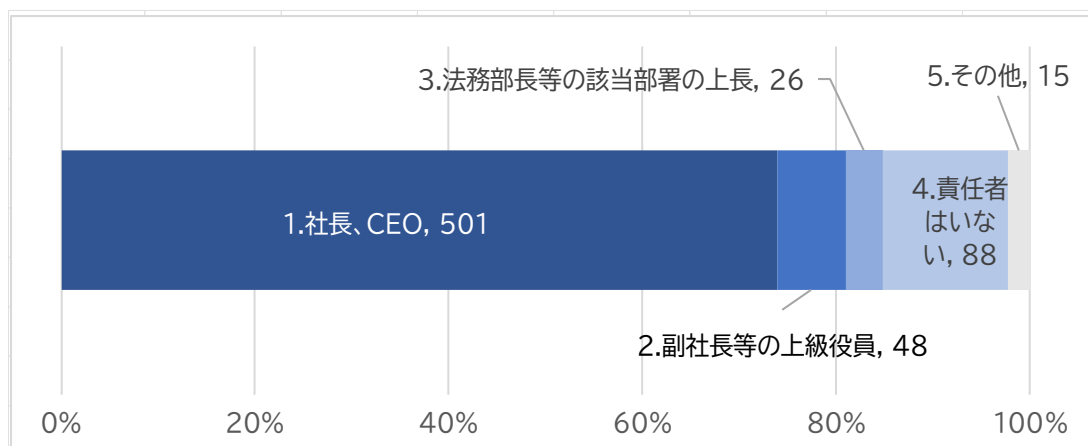


「その他」の回答の内容

製造業	社規定を各部署に設置いつでも見られる環境。
製造業	特に行っていません。
建設業	人数が少なく、風通しが良いと思っています。特に必要性を感じておりません。
飲食業・サービス業	セクシャルハラスメント。
飲食業・サービス業	一人企業であり、特にコンプライアンスやガバナンス等について、計画的な学習を行っている訳ではありませんが、注意が必要と感じた案件につきましては、調査を行った上で対応することを心掛けています。

コンプライアンス教育の状況について

③ 【質問K】貴社におけるコンプライアンスの最高責任者について (n=732、複数回答可)



「その他」の回答の内容

製造業	Gr会社の組織あり。
小売業・卸売業	代表者。
小売業・卸売業	社員全体。
飲食業・サービス業	個人経営であり、私自身が最高責任者です。
飲食業・サービス業	店長。
飲食業・サービス業	代表社員。

II. 経営力向上に向けたアドバイス

(1) コンプライアンス教育の状況についての分析

① 【質問I】貴社のコンプライアンス教育の対象について(n=732、複数回答可)

もっとも多かった回答は「2. 正社員への研修」で半数を占めた。2番目に多かったのは、「1. 役員への研修」で3割、その次は「3. 非正規社員への研修」で15%であった。正社員のほか役員への教育も重視している事業者が多い。

業種別にみると、パート社員が多い小売業・卸売業では相対的に役員への研修割合が多くなっているが、それ以外の業種では正社員が中心になっている。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1.役員への研修	51	46	29	105
2.正社員への研修	108	82	39	157
3.非正規社員への研修	16	14	15	58
4.その他	11	12	18	31

② 【質問II】貴社のコンプライアンス教育の内容について(複数回答可)

最も多かった回答は「1. 個人情報の取り扱い」であり、2割強であった。2番目に多かったのが「2. 会社の機密情報の取り扱い」が2割弱で、その次が「6. 安全管理」で18%。「3. パワハラ等社内のハラスメント」で15%であった。情報流出を重視する企業の割合が多い。

業種別にみると、B2C業種である小売業・卸売業と飲食業・サービス業では「1. 個人情報の取り扱い」が重視されている。顧客と接する飲食業・サービス業では「3. パワハラ等社内のハラスメント」も重視されている。安全管理は建設業で多い。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1.個人情報の取り扱い	89	66	48	181
2.会社の機密情報の取り扱い	82	51	35	144
3.パワハラ等社内のハラスメント	74	48	30	123
4.職場の心理的安全性	37	33	18	72
5.カスタマーハラスメントへの対応	16	15	20	76
6.安全管理	85	84	32	108
7.インテグリティ教育	3	4	2	10
8.コンプライアンス教育を実施していない	24	29	15	33
9.家族経営のため、教育は必要ない	7	2	12	21
10.その他	3	1	4	6

コンプライアンス教育の状況について

③ 【質問K】貴社におけるコンプライアンスの最高責任者について(複数回答可)

最も多かった回答は「1. 社長、CEO」であり、3／4程度であった。2番目に多かったのが「4. 責任者はいない」の12％程度で、その次が「2. 副社長等の上級役員」で8％であった。業種別の傾向の違いはほとんど見られなかった。

	製造業 (n=175)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=105)	飲食業・サービス業 (n=303)
1. 社長、CEO	127	107	69	198
2. 副社長等の上級役員	13	9	3	23
3. 法務部長等の該当部署の上長	6	1	2	17
4. 責任者はいない	20	16	14	38

(2) 全国との比較

企業が絡むコンプライアンス(法令順守)に関する問題が相次いで表面化した2023年10月に株式会社東京商工リサーチが実施したアンケート調査によると、取引先のコンプライアンス違反が判明した際、「取引の打ち切りや縮小を検討する」との回答が32.4％に達した。3社に1社が取引中止を含む対応を検討すると回答し、「違反に対する社会の視線はますます厳しくなっている」。

そのような状況を背景に、自社のコンプライアンス遵守について、何らかの取り組みを行っている企業は大企業が96.3％、中小企業は77.8％だった。大企業は、コンプライアンスの意識付けがかなり進んできているが、中小企業はまだまだ整備が必要な段階にあることがわかった。

取り組み内容では、最多は「社内規則、業務マニュアル・ガイドラインの改訂」の50.0％(2,588社)、次いで、「社内研修の開催やeラーニング受講環境の整備」29.3％(1,517社)、「社内通報窓口の設置」27.6％(1,433社)、「従業員への定期的なヒアリング」27.3％(1,415社)の順となった。「特に取り組んでいない」は19.6％(1,018社)である。

出展：株式会社東京商工リサーチ、「コンプライアンス違反」は「取引見直し」が3社に1社～コンプライアンスに関するアンケート調査 ～」2023年10月

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198077_1527.html

コンプライアンス教育の状況について

(3) コンプライアンス教育に役立つ支援策について

中小企業やその社員が遵守すべきコンプライアンスの規範は、情報管理、ビジネス規範、法令遵守、人権など多様な側面がある。

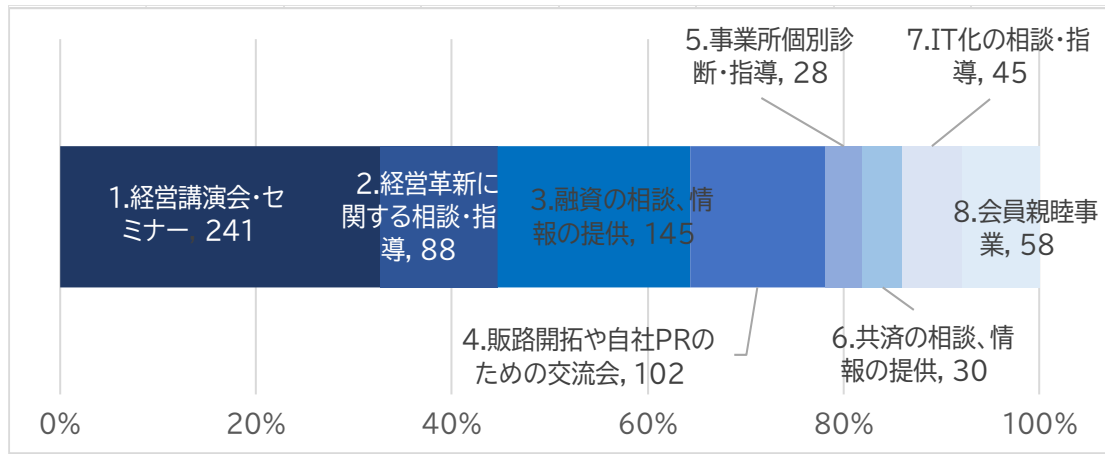
③ 国が実施する支援策について

国の多様な機関において、中小企業にコンプライアンスを啓発するための情報提供を行っている。

提供元	内容
J-net21 (経済産業省)	従業員のコンプライアンス違反に対して経営陣が気をつけておくべきことと、効果的なコンプライアンス教育についての情報提供 詳しくはこちら https://j-net21.smrj.go.jp/ga/org/Q1519.html
中小企業庁	「企業に求められる情報モラル」 個人情報の保護や情報発信、セキュリティやAIの活用についてのモラルについて解説している。 詳しくはこちら https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/download/j_moral.pdf
公正取引委員会	「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」 詳しくはこちら https://www.jftc.go.jp/dk/250620_compliance_guidegaiyou.pdf
法務省	「企業における人権研修～企業の人権研修担当の方々へ～」 職場におけるハラスメントなどに対する研修や教材の情報を提供 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html

参考調査

相模原商工会議所がセミナーや事業を開催する場合、活用したい事業について
(n=723、3つまで回答)



以上